

特定不活性ガスの高圧ガス容器を 車両で移動する際の注意事項

特定不活性ガスと定義された3種類の冷媒ガスについて
高圧ガス保安法と規則等が改正（H28.11.1）されました
ので、特に車両での移動に際しては注意願います。

1) 特定不活性ガスとは（微燃性の3種の冷媒）

- ・ フルオロカーボンR32
- ・ フルオロオレフィンR1234yf, R1234ze

2) 少量移動の場合

- ・ 容器の内容積が25ℓ以下のもので
積載する合計の内容積が50ℓ以下
の場合、いわゆる四点セットは不要

※但しイエローカードについては
災害防止のための注意事項を示した
ラベルが容器に貼付されていれば不要

3) 少量移動の範囲を超える場合

- ・ 四点セット + 運送員証・受講証の携行が必要

①「高圧ガス」警戒標識（サイズに規定あり）

②消火器（積載量により能力指定）

③災害防止のための工具・資機材等

④イエローカード（緊急連絡先記入）

+ 神奈川県が指定する団体が開催する
運送員講習会の講習受講が必要

4) 消費事業者における容器管理と保安教育

- ・ 神奈川県の高圧ガス保安法行政指導指針
において、高圧ガス販売業者が消費先に対し
容器管理状況を確認し、必要に応じ教育指導
するよう定められています。

⇒（一社）神奈川県高圧ガス流通保安協会主催
県・指定都市後援の保安講習会をご利用下さい